

トルコ向け輸出水産食品及び飼料用水産物の取扱要綱

1 目的

この要綱は、トルコ向け輸出水産食品及び飼料用水産物について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) トルコ向け輸出水産食品：我が国からトルコに輸出される食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) トルコ向け輸出飼料用水産物：我が国からトルコに輸出される飼料用の水産動物及びそれらの加工品
- (3) EU要綱：「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」
- (4) 認定施設：EU要綱に基づき認定された冷凍船、加工船、処理・加工・製造・保管を行う陸上の施設（温度管理を必要としない保管のみを行う施設を除く。）、産地市場、消費地市場、養殖場及び生産漁船
- (5) 証明書：トルコ向け輸出水産食品又はトルコ向け輸出飼料用水産物のための衛生証明書
- (6) 輸出者：トルコ向け輸出水産食品又はトルコ向け輸出飼料用水産物を輸出しようとする者
- (7) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

3 証明書の発行要件

証明書の発行は、トルコ向け輸出水産食品又はトルコ向け輸出飼料用水産物が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。

- (1) 出港前の貨物であること。
- (2) トルコ向け輸出水産食品にあつては別紙様式1-1、トルコ向け輸出飼料用水産物にあつては別紙様式1-2と添付資料の内容が合致していること。

- (3) EU要綱に規定する認定施設リストにおいて認定施設ごとの輸出品目として記載されている水産食品（トルコ向け輸出飼料用水産物にあつてはその副産物を含む）であつて、当該認定施設で取り扱われたものであること。
- (4) EU要綱の「8 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い」及び「9 ホタテガイ等二枚貝の適合区域の指定等」に基づく衛生要件等を満たしたものであること。

4 証明書の発行手続

(1) 証明書の発行申請

ア 輸出者は、トルコ向け輸出水産食品又はトルコ向け輸出飼料用水産物の輸出の都度、別紙様式1-1又は別紙様式1-2の申請書に以下の①から⑤までの書類等を添付して、誓約内容を了承の上、手数料の納付とともに、規制対策グループ宛てに電子メール等により申請すること。

- ① インボイスの写し
- ② パッキング・リストの写し
- ③ 輸送手段が船舶の場合、コンテナ番号及び封印番号が確認できる書類
- ④ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒
- ⑤ 申請者と輸出者が異なる場合、輸出者が作成した委任状

※ 別紙様式1-1又は別紙様式1-2のコンテナ番号及び封印番号が申請時に判明しておらず、空欄の状態で提出した場合は、証明書発行日までに、③とともに別紙様式1-3を提出すること。①から③までについては、別紙様式1-1又は別紙様式1-2の内容が確認できるものみの提出でよい。

イ 輸出者は、生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望するときは、証明書の発行手続を円滑に行うため、事前に規制対策グループに相談する等の連携を図ること。

ウ 規制対策グループは、アの申請内容の確認等に当たり、必要に応じて申請者に対し追加資料の提出を求めるものとする。

(2) 証明書の発行

規制対策グループは、審査の結果、3の発行要件に適合し問題がないと認められるときは、別紙様式2-1又は別紙様式2-2により証明書原本を申請者に発行するとともに、原本の写しを証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。

(3) 証明書の発行取消

ア 予定していた輸出が中止になる等の理由により証明書が不要になった場合において、未だ証明書が発行されていないときは、輸出者は、別紙

様式3の取消願を規制対策グループに提出すること。

イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに別紙様式3の取消願を規制対策グループに提出するとともに、証明書原本を併せて返却すること。この場合において、規制対策グループは、不要になった証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(4) 証明書の発行停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、規制対策グループは当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、規制対策グループは、必要に応じ関連部局の意見を聴取する。

ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき

ウ その他相当の理由があると認められるとき

(5) 証明書の差替えを行う場合の留意事項

規制対策グループは、輸出者から、証明書の発行後に記載内容に変更が生じた旨の相談があった場合には、貨物等の状況を確認するとともに、発行済みの証明書の差替えを行う場合には、以下の事項に留意すること。

ア 証明書の番号は発行済みの証明書の番号と異なる番号とすること。

イ 証明書の左上部に発行済みの証明書の番号及び発行日並びに発行済みの証明書を差し替えるものである旨を記載すること。(例: Issued in lieu of certificate No. NY1424BTR00001 dated 30, Jan, 2025.)

5 その他

(1) 証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品又は飼料用水産物に該当するか等判断が困難なときは、証明書発行申請前にトルコ政府に確認をすること。

(2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

規制対策グループは、トルコの食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をトルコ政府から受けるなど、トルコ向け輸出水産食品又はトルコ向け輸出飼料用水産物に問題が発生したときは、輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置をとる。

この場合において、規制対策グループは、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、規制対策グループは、必要に応じ関連部局に対し協力を求めるものとする。

(3) トルコ政府との協議

規制対策グループは、（２）に定めるもののほか、トルコ向け輸出水産食品又はトルコ向け輸出飼料用水産物に係る連絡がトルコ政府からあったときは、必要に応じてトルコ側と協議の上、適切な措置をとるものとする。